

隋代墓誌刻法における楷書収筆の新表現

—太僕卿元公墓誌以前の三角形収筆について—

New engraving expressions of the regular script seen on epitaphs in the Sui dynasty: Triangular edge before Epitaph for Taipuqing Yuan Guan

澤田雅弘

Masahiro Sawada

はじめに

旧稿三二六「隋・太僕卿元公墓誌の収筆に見る楷書刻法の新表現」^{〔1〕}では、太僕卿元公墓誌（大業十一年 六五 以下、元公墓誌と略称）の横画末に顕著に認められる表現が、原稿である筆跡の筆法に従属しない自立的刻法による楷書の収筆（本稿では「収筆」を「横画の収筆」の意味で用いる）の新表現である可能性が高いことを論じた。同稿に「唐代楷書の先河ともいふべき石刻の楷書で、収筆の筆抑えを三角形に表現するのを基本とする楷書表現は、実は元氏墓誌（すなわち元公墓誌）やその夫人姬氏墓誌のころになって、ごく一部の墓誌に現れる…」と述べたとおり、観念的に（また、ときには誇張ともいえるほどに）三角形につくるその収筆表現は、隋唐石刻にあっても

比較的早期に属する特異なものである。稿者のこの観察は、その時点で点検していた元公墓誌以前及び以後の隋誌の収筆表現状況を踏まえており、同稿にはその状況を通観する図表を添える準備を進めていたが、対象範囲がなお狭いことの反省と紙幅の事情から割愛した。

本稿は、右の隋誌収筆表現状況の通観図に代え、稿者が実見した原拓七十五誌と、これを除く原寸大の影印五十誌（部分のみの影印一誌を含む）の計一二五誌中に、元公墓誌の三角形収筆に類する表現を一定量検出できた（偶発性の域を越えたとみられる）五件の墓誌（長孫懿墓誌・楊昇墓誌・楊休墓誌・韋夫人元咳女墓誌・尉富娘墓誌）について、その収筆表現の様態を具体的に提示する方法により、元公墓誌に至るまでの三角形収筆の刻法の状況を考察することにする。

なお、本稿では筆鋒を突き戻すように挫いて作る三角形の収筆に対して、筆鋒を右下に抜き放つ収筆を終乾形と呼ぶこととする。

本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金の基盤研究（C）継続「北朝末隋代墓誌中に混在する自律的刻法の楷書新表現に関する基礎的研究」（課題番号263701041）の研究成果の一部である。

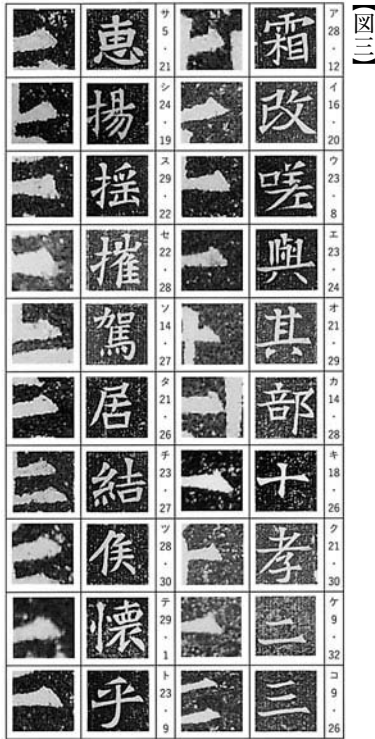
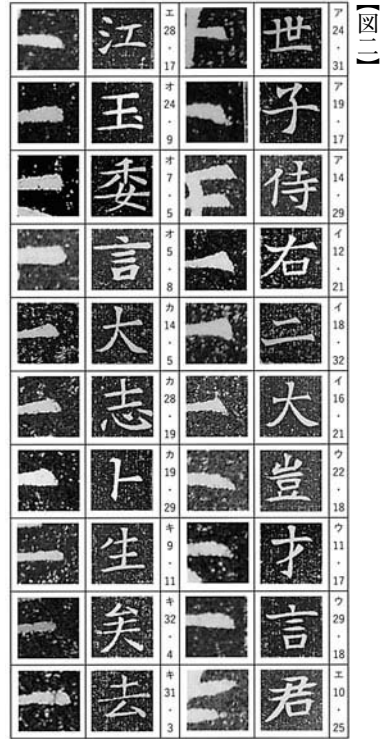


【図一】

一 長孫懿墓誌の場合

墓主の長孫懿は、字は孝良、恒州高柳（山西省大同市陽高県）の人である。北魏の長孫崇（『北史』卷二二）の七世の孫で、開皇十二年（五八二）十月十二日に「大興県崇義郷の滄源里に葬」られた。墓誌は、三二行、満行三二字、全九八七字。新出土の墓誌で、梶山智史氏編『北朝隋代墓誌所在総合目録』（二〇三、明治大学東洋史資料叢刊11）には収めない。また出土報告や関係論文を見ず、出土の状況は明らかでない。該誌の影印は、管見の限り、河南美術出版社の近年新出土歴代碑志精選系列の『隋長孫懿墓志 初拓本』（二〇三）だけで、同書に冠せられる劉応涛氏の「隋《長孫懿墓志》考略」にも出土状況に言及しない。

長孫懿墓誌にも、例によって多くの書風（すなわち多くの刻法）が複雑に混在し、多くの刻者が鐫刻を分担していることが明らかである。図一（AからK、Oはそれぞれ複数行から集めた。下の数字は該字所在の行数。以下同様。）のうちAからFの各刻法が比較的鐫刻の分担範囲が広い主要な刻法であり、GからJは分担が少範囲に限られる刻法である。なお分担範囲がごくわずかなK以下の各欄には、複数の刻法を字間を空けて併載した。たとえば「大・宮・起・志」はK、「守」はLの要領である。AとF、CとEが類似するように、



これら刻法の境界には不明瞭なところが多く、主要刻法の違いに類似する別の刻者も介在している可能性もあり、現時点では各刻法の分布図は提示しがたい。

これら各種の刻法における収筆の一般的表現は図二（右の数字は該字所在の行数・段数。以下同様）のとおりである。それらはもとより画一的ではないもの、おおよそ筆鋒を右下に抜く終乾形（図二の右列）と、筆鋒を抜き放たずにやや加圧して終える書法を刻出する類（図二の左列）に大別でき、さらに類型から前者はア・エに、後者はオ・キに再分類できる。すなわち、ア「世・子・侍」はやや加圧し筆画の下辺に移動した筆鋒をさらに右下に向けて抜こうとする書法を、イ「右・二・大」は極度に加圧したうえで筆鋒を右下に強く抜き放つ書法を、ウ「豈・才・言」はイ類とは反対に加圧を控えながら筆画中央付近にある筆鋒を無理のない程度に右下に抜き放つ書法を、エ「君・江」はウ類同様に加圧は控えながら、中央付近にある筆鋒を延長線上あるいはそのやや下方に抜き放つ書法を、それぞれ刻出している。

また、オ「玉・委・言」は加圧しながら正鋒で運んだ筆鋒の位置をそのままに遽かに突き戻し挫いて終える用筆を、カ「大・志・卜」は加圧しながらやや筆画の上辺寄りにある筆鋒の位置をそのままに左上に静かに突き戻すように挫いて終える用筆を、キ「生・矣・去」は才類同様に正鋒で運んだ筆鋒の位置をそのままにわずかに突き戻すか軽く押さえるように終える用筆をそれぞれ刻出している。



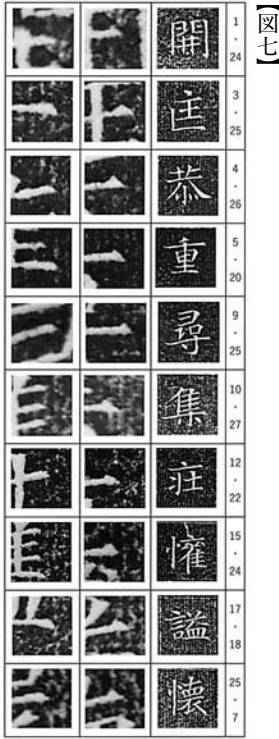
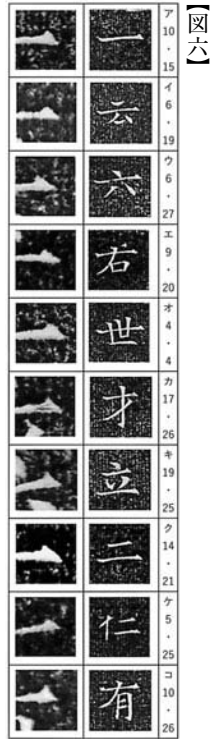
【図四】

一方、三角形に作る収筆表現は一定数現れるとはいえ、図2に掲げた収筆に比べれば出現率は低く、その具体的な形状は図三の二十例のとおりで、しかもその二十例中に元公墓誌との類似形を求めるならば、右列を主とする十数例に止まる。しかも、図三の各字に明らかなおと、一字中にある他の収筆表現との併用が常である。元公墓誌においても他の収筆表現との併用が一般的ではあるが、同時に一字中のほとんどの横画の収筆を三角形につくる例も少なからず認められる（旧稿三六、図四掲載の二四例）。これに対し、長孫懿墓誌にあつてはその例は皆無である。とはいえ、図三の1「霜」2「改」をはじめとする十数例は元公墓誌における三角形収筆の平均的形状であることから、のちの元公墓誌（及び夫人姬氏墓誌）に顕

著な収筆表現は、長孫懿墓誌にあつては一部の刻者に限って現れる少数派であるものの、当該刻者の意識には楷書収筆表現の一つとしてすでに根付いていることが知られる。その刻者とは該誌中において比較的鐫刻範囲が広い主要刻法A・F中のB・Eと小範囲を分担したGであり、A・Fには認められない。またCは、その分担範囲を確定しがたい面があるものの、その典型的刻法が表れる範囲に三角形の収筆は見られない。なおGはその祖述する書法が他の刻法と異なる銘石書の一種（例えば北魏における鞠彦雲墓誌・高宗夫人于仙姬墓誌）と考えられ、いま同次元には扱えない。

二 楊昇墓誌の場合

墓主の楊昇は、字は文殊、弘農華陰の人である。『隋書』に伝があり、該誌はそれを補正するところが多い。開皇二十年（六〇〇）九月二十七日に六十八歳で歿し、翌、仁寿元年（六〇一）十月二十三日に「華陰東原」に葬られた。墓誌は二十五行、満行二十八字、全六七一字。新出土で、梶山氏の『北朝隋代墓誌所在総合目録』（前掲）には収めない。また出土報告や関係論文を見ず、出土の状況は明らかでない。該誌の影印は、管見のかぎり、河南美術出版社の中国歴代名碑名帖精選系列の『隋楊昇墓誌 初拓本』（二〇〇）だけで、同書に冠せられる趙君平氏の『《隋長孫懿墓誌》漫議』にも出土状況



について言及がない。なお、拓本を取り扱っていた有限会社華夏が「近年、洛陽で新出土」として二〇〇六年に拓を売出したことがある（通訊No.37 二〇〇六年十月号）。

該誌の書は、趙君平氏の評を借りれば、まさに「結体 清秀瘦勁、意態端莊、用筆纖瘦、線條剛勁にして、整飾観るべし。尤も其の謀篇布局上よりせば、人をして一種の簡練清跋的意韵を感じしにらしめ、人をして愛しみて手を積かさしむ」るもので、隋代墓誌の名品に対しても遜色がない。埋葬直前に補われたであろう祖父の諱名「鈞」（図四E参照）を除いて、一見、鐫刻は単独の刻者かと思わせるほどであるが、例に漏れず複数の刻者が分担している。図四が検出できた主な刻法である。該誌の鐫刻分担者の技術水準は比較的一定であるほか、奏刀する刻法も近似しており、同系か同系別派の刻者による分担を思わせる。ただし、その間にはDやEの「鈞」を除く三者（分担範囲は数字の範囲である）のように、ABCとは技術水準がやや劣る者の分担や、いっそう未熟な者の一二字が混在する。とはいえ、全体的には技術水準が揃い、しかも同系を思わせる刻法であることから、拓調や石質、刀の状態等の諸要素の介在を考慮すると、図四に掲げた以外にも別の刻者が参画している可能性があり、刻法の分担図は作成しがたい。

いま抽出した主な刻者ABCについてその特徴を述べれば、A

は横画をだれよりも瘦細に刻し、横画収筆の表現は比較的一様で、やや垂れ下げ気味にして緩やかに抜く終乾形に収斂する。Bは主要な四者のなかでは最も肉のある筆画を刻出し、横画も他者ほどには瘦細でないため、縦画との太さが同等になることが珍しくない。収筆表現は比較的Aよりも多様で、緩やかに止めてわずかな三角形を形成するところと、右下方に静かに抜く終乾形が併用される。Cは主要四者のなかでは最も険しい筆画を刻出し、主要横画の収筆では三角形を形成することが最も多い。DはAに類するが、Aに比べて未熟で、線条にAの瘦勁さが無い。収筆の多くはAに似てやや垂れ下げ気味に緩やかに抜く終乾形である。

該誌に現れる収筆の形状の多くは三角形ではないが、三角形に表現される頻度も少なくない。いまその様相を掲げたのが図五で、右十例が三角形の収筆例である。サ「宗」からタ「夫」のように自然に筆鋒が右下に抜けるように運筆した終乾形か、あるいはチ「呉」からト「甘」のようにいくぶん加圧したうえで右下に抜き放つ終乾形である。左列に比べれば数は少ないが、右列の各例のとおり収筆で筆鋒を突き戻すようにして形成する筆押えの形状も認められる。内、オ「道」の形状は三角形の頂点に丸みがあつて異質にみえるが、おそらく偶然によるもので別の刻法とは見なしがたい。またイ「未」エ「年」カ「夫」キ「徳」のように険しい形状は、図六のとおりほか

にも認められる。図六のこれらは元公墓誌の三角形収筆中にまま現れる偶発的に誇張された形状と同じ性質のものと考えられる。

これら三角形の収筆を多く刻出するのはCで、ついでBである。ただしCにおいては三角形を専用するものではなく、図七のとおり終乾形も併用することが少なくない。一方、(主要刻者間の分担範囲の境界が明確でないところがあるため明言しがたいが)、AD両者の分担範囲には三角形収筆は現れないか、現れたとしてもその頻度はわずかである。

三 楊休墓誌の場合

墓主の楊休は、弘農華陰の人。『隋書』に伝はないが、その祖父楊鈞、父楊儉はともに『魏書』楊播に附伝がある。祖父楊鈞、父楊儉が楊昇と同じであることから、楊昇とは兄弟である。開皇三年(五八三)十一月に歿し、大業三年(六〇七)十一月四日に「華陰東原」に葬られた。墓誌は三三三行、滿行三三字、全一〇三六字。該誌も新出土で、出土状況は明らかでないが、二〇〇一年三月に伊藤滋氏が原石を西安の某氏宅で実見している(『墨』一三三〇号掲載「Gallerie」楊休墓誌)、芸術新聞社、二〇〇四)。また『全隋文補遺』(三秦出版社、二〇〇四)、『隋代墓誌銘彙考』(線装書局、二〇〇七)に収録され、梶山氏『北朝隋代墓誌所在総合目録』(前掲)には、清原實門氏「特集解説」隋代

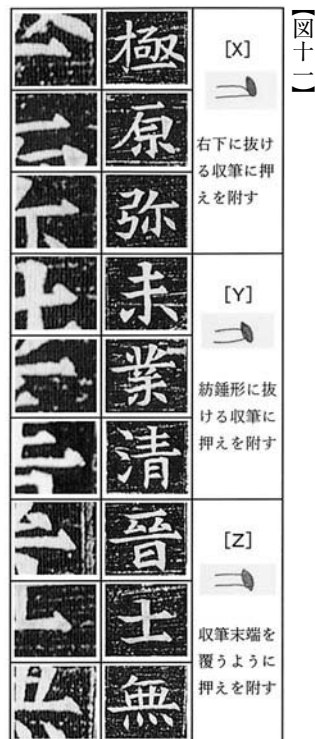
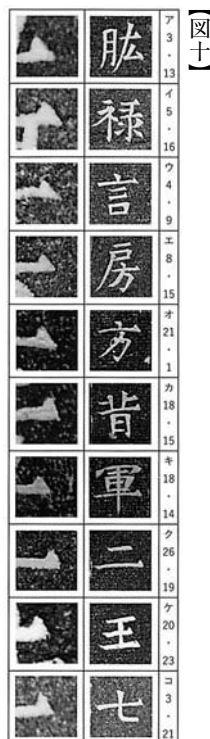


【図八】

墓誌の典型」(『金石書学』6)所収、藝文出版、(2003)、王慶衛・王煊
 両氏「隋代華陰楊氏考述—以墓誌銘為中心」(西安碑林博物館編『碑
 林集刊』11)所収、(2005)、同両氏「隋代華陰楊氏続考—以墓誌銘為
 中心」(西安碑林博物館編『碑林集刊』12)所収、(2006)を記載する。
 該誌の刻法の混在状態は複雑で、練達未熟が混在する状態は図八
 のとおりであるが、うち練達のAと比較的練達のBが類似し、練達
 のE・Fとやや未熟なG・H・I・J・Kが類似する。したがって、これら類
 似する刻法の境界には不明瞭なところがあり、刻法の分布図を提示
 したい。いま図八についていえば、各刻法の特徴は以下のとおり
 である。

AはBとともに虞世南を連想させる適潤な筆画を刻出し、その収
 筆は穏やかに突き戻して終える表現をとり、収筆を強調する刻法が
 支配的である該誌中にあつては異質である。BはAと同類であるが、
 Aのように適潤な筆画を刻出する力量はなく、Aに比べて浅薄軟弱
 で生硬な筆画が混ざることあつて安定しない。Cも練達で、Aの
 刻法を險しくした秀抜の筆画を刻出し、横画の収筆には三角形を混
 在させるが、その形状は控えめである。DはCやMと同類であるよ
 うに思われるが、筆画がその中でもっとも瘦細である。EはA同等
 の練達者で、適潤の筆画を刻出するが、横画の収筆表現に三角形を
 用いるところが多い。FはEと同類の練達でG・H・I・J・Kとも一類で

あるが、Eに比べれば筆画が勁拔である一方、適潤さではEに譲る。GもEの類で、奏刀は闊達で勁拔な筆画を刻出するが、Eの適潤さがなく、結構も欹側する。HもEの同類ながらEのような潤いがなく、FGのような勁拔さがない。IもEの類であるが、H同等の未熟さがあり、Hよりもやや勁拔ではあるが、Hに比べて結構と筆画に安定感がない。Jは未熟で筆画と結構に安定感がない。Eと同類と思われるが、LやP中の「瀘等」二字の刻法のように、別の書法を祖述する刻法との混血であるようにも思われ、収筆に三角形も混用するが、表現が不自然である。KもEの類と思われるが、未熟で奏刀に力がなく刻画が頼りない。Lは他に類がないが、未熟でとくに横画が不安定で、結構も欹側する。MはCと同類と思われるが、ABとの繋がりがあられるかもしれない。横画の収筆表現はCあるいはABと同様に控えめである。刻出する筆画は比較的勁いが、Cの秀抜さとはなお差があり、Cの適潤さもない。NもおそらくEの類であろうと思われるが、未熟で刻出する筆画は軟弱で不安定である。OもE類で、奏刀も一定の水準にあるが、分担範囲は七、八字ほどにすぎない。筆画は温潤であるが、結構にやや締まりがなく、東魏石刻の風を連想させる。Pの「瀘等／土田／年」の三者はいずれも未熟で、その所刻字数は一、二に過ぎない。うち「瀘等」二字は他と一線を画し、別の書法を祖述する刻法である。



さて、該誌の収筆表現は図九のとおり、三角形（右列の十例）と終乾形（左列の十例）とに両分でき、その両者が誌中に混在する。図八のPを除く各刻法についていえば、その使用の頻度とその形状の程度を問わなければ、この両収筆表現はいずれの刻法にも現れ、該誌においては祖述する書法の別を越えて三角形の収筆が普遍化していることが観察できる。さらに三角形の収筆がとくに頻出するEの1類についていえば、その三角形の収筆表現には、図十のとおり、元公墓誌同然に誇張した（すなわち自然な用筆で現出する形状の域を越えている）形状が多出する。

すでに伊藤滋氏が「用筆面では『蘇孝慈墓誌』に通ずるところがあるが、書風はとりわけ『太僕卿元公墓誌』に近く、小楷の優れた手本といえるであろう」（前掲『墨』）と述べ、清原實門氏も楊休墓誌と元公墓誌・夫人姬氏墓誌の各十字を対照した図版を提示している（前掲『金石書法』）ように、楊休墓誌中のEの1類が刻出する書風は、八年後の元公墓誌に混在する諸刻法中の主要刻法が刻出する書風といくぶん近似する要素があるが、とりわけ三角形収筆の形状自体が元公墓誌のそれに酷似する。図十一は元公墓誌の三角形収筆の構造を三種に分けたものであるが、その三種の構造は楊休墓誌とも一致する。具体的には、図十一の[X]は、楊休墓誌図九のイ「貴」、図十のウ「言」がそれであり、[Y]は楊休墓誌図九のエ「時」、図十

のク「七」などがそれであり、[Z]は楊休墓誌図九のケ「古」、図十のク「二」などがそれである。

四 韋夫人元咳女墓誌の場合

稿者は韋夫人元咳女墓誌の拓を実見していないが、『金石書字7』（藝文出版、2003）の特集「隋代の墓誌銘」グラビアに掲載する部分一六五字中に、三角形の横画収筆が頻出する。墓誌全体の図版は未公開で、刻法混在の詳細を考察することができないので、ここでは刻法と収筆表現の関係には言及せず、『金石書字7』に掲載された一六五字の範囲に見える収筆表現を提示するとどめる。

該誌は二二行、満行二十字。全文の字数は不明。墓主は大業六年（六二〇）七月二十三日に「鴻固郷疇貴里の西山」に葬られた。祖父の元均は『周書』『北史』に伝があり、父の元孝方も『隋書』元孝矩伝に附伝がある。原石は陝西省考古研究所の蔵である。

図十二の右列十例のとおり、該誌には三角形の収筆が多数検出できるほか、1「主」の第二画末や、7「氏」のように大ぶりの形状が認められるほか、1「主」5「誌」8「請」などのように小横画にも三角形収筆を多用するところがあり、その様態は八年後の元氏墓誌を想起させる。また、左列の十例のとおり、終乾形を専用する刻法も右列の刻法とともに該誌中に併存し、該誌に複数の刻法が混

【図十二】



在していることを明示している。

五 尉富娘墓誌の場合

墓主の尉富娘の祖父尉遲綱は『北史』『北周書』に伝がある。大業十一年五月十三日に十八歳で歿し、同月十七日に「京兆郡長安県龍首郷興台里」に葬られた。該誌は同治十年（一八七〇）に出土し、李宗岱、龐澤鑿らの蔵を経て、いま上海博物館に蔵される周知の墓誌であり、陸增祥『八瓊室金石補正』、趙万里『漢魏南北朝墓誌集釈』等に収録され、影印本にも羅振玉編『六朝墓誌精華 第四集』（有正書局、一九〇〇）、『隋墓誌選粹』（湖北美術出版社、二〇〇一）等がある。二三行、満行二四字、全五二七字からなる。

該誌に混在する刻法は図十三のとおりで、うち分担範囲が比較的

広い刻法はA～Dであり、E～Hの各分担範囲はA～Dよりも狭い。またI～J欄には、「公祖頗習」「独見招」「魂」（所刻字数それぞれ掲示分のみ）の三者を掲げた。Aが刻出する横画の書法は、左上から入筆したのち手首を返しながら筆鋒を下辺に移動させつつ筆鋒を開いて右下に抜き放つもので、やや粘着性を有する。Bが刻出する書法は、入筆後に手首を返すことなく運筆し、収筆時ににわかに加圧して筆鋒を右下や右上に移動するものである。Cは加圧しながらの終乾形で、柔軟な弾性を有しているが、安定感がなく未熟である。DはC同様に未熟で、しかも結構はいっそう不安定である。収筆には加圧して開いた筆鋒を終乾形に作るが、Cの柔軟さがない。EはB同様に筆鋒の移動による筆画の変化を抑制して勁拔であるが、収筆部での筆鋒の開きが他者よりも少なく、収筆も小振りである。FはEと類似して、筆画の変化を抑制し収筆も小振りであるが、Eの險しさが無い。GはFに類似するが、終乾形と三角形の収筆を混用する。Hが刻出する趣はややCに通ずるところがあるものの、筆画にCの肉がなく、収筆にもCの弾性がない。Iの四字はJの「独見招」と祖述する書法が明らかに異なる。またJの「魂」一字はCに近いDに近似するが別手であろう。

これら各刻法の収筆表現は図十四のとおりである。三角形の顕著な収筆表現が頻出するのはBの刻法だけである。Fを除く他の刻法



【図十三】

では終乾形を基本とし、まれに三角形の収筆が現れることもあるが、それは加圧して一気に右下に払い出す際に、上辺に三角形の頂点が偶発したとみられるものである。一方、Bの三角形収筆の一部には偶発的な三角形収筆とみられるものもあるが、多くは大振りの三角形を終乾形と併用するもので、その様態は元公墓誌と近似する。



【図十四】

おわりに

本稿は、元公墓誌（大業二年 六五）以前の隋代墓誌のうち、稿者が実見した原拓七十五誌と、これを除く原寸大の影印五十誌（部分のみの影印一誌を含む）の計一二五誌を点検していく中で、元公墓誌の三角形収筆に類する表現を一定量検出できた（偶発性の域を越えるとみられる）五件の墓誌について、その収筆の様態を整理したものである。その結果、明らかになった事項をまとめれば、以下のとおりである。

(一) 管見の限り、元公墓誌に顕著な三角形の収筆表現に類似する収筆表現が認められるのは、元公墓誌より二十三年遡る長孫懿墓誌（開皇二二年 五三）が最初で、その後は楊昇墓誌（仁寿元年 六〇）、楊休墓誌（大業三年 六七）、韋夫人元咳女墓誌（同六年 六〇）、尉富娘墓誌（同一一年 六五）の四誌に認められるだけである。その数は管見の一二五誌中のわずか四%にすぎない。もとより伝世の全隋代墓誌を点検した結果ではないが、確率から考えて、楷書の三過折の筆抑えが当然反映されていて然るべき隋唐石刻において、元公墓誌に顕著な三角形の楷書収筆表現は、元公墓誌やその夫人姬氏墓誌のころになって、ごく一部の墓誌に現れる特異なものであることは明らかである。

(二) しかも、その三角形の収筆表現は、混在する諸刻法の一つとし

【図十五】



て認められるにすぎない。すなわち、五誌及び元公墓誌についても、三角形の収筆は旧来の一般的な収筆表現である終乾形を刻出する刻法と一誌中に併存する刻法として、あるいは終乾形と一字中に併用される刻法として存在した。

(三) すなわち、楷書墓誌でありながら、墓誌における石刻収筆表現の主流は元公墓誌が刻される時点でさえ、楷書要件の筆抑えを表現しない旧来の終乾形であり、三過折の楷書要件を満足する楷書法の表象に一致する筆抑えを強調した三角形収筆は、依然として非主流に過ぎない。

(四) 図十五は、本稿で対象とした五誌それぞれに見られる三角形の収筆表現を、元氏墓誌に見られる収筆表現とともに、各四字を掲げたものである。このわずか六誌から三角形収筆の史的展開を推論することはできないが、長孫懿墓誌や楊昇墓誌では、三角形の誇張表現（自然な用筆の域を越えた表現）が多出しない状況がある

一方、楊休墓誌以下の四誌に至っては多出する実態は、指摘しておく必要がある。

(五) すでに見てきたとおり、五誌中、楊休墓誌の（刻出する）書法には、元公墓誌の（刻出する）書法との近似性が認められるが、他の四誌とは近似しない。このことから、三角形の収筆表現と特定の書法との結合関係はないと考え

られる。ただし、図十五だけを見てみると、楊昇墓誌、韋夫人元咳女墓誌、尉富娘墓誌さえも元公墓誌に近似する印象を与えるのは、横画収筆をきりつと結ぶ三角形収筆が齎す効果とみられる。

本稿で見てきたとおり、三角形収筆を刻出する刻法は、いずれの墓誌においても、一誌中に混在する各種刻法の一つとして存在する。

したがって、三角形収筆を刻出する刻法が、原稿である筆跡を忠実に刻した保証がないばかりか、むしろその状況は、混在する各種刻法と同様に筆跡に従属せずに刻者が自律的に奏刀した結果とみるのが穏当である。その意味で、三角形収筆は筆跡に従属しない自律的刻法の産物といえる。しかも、とりわけ楊休墓誌以下の三誌及び元公墓誌には、用筆の理に沿うことから逸脱して不自然に誇張された三角形の筆押えが多出する。稿者はその誇張が筆跡に従属しない自律的刻法が観念的に継承された結果と考える。そしてまたその形状は、後世に普遍化する楷書収筆筆法の表象を先取りした形状、すなわち筆法に先んずる刻法のひとつである可能性を示唆して¹⁾いよう。

(二〇一八・一〇)

注

1 『大東書道研究』第二三号（大東文化大学書道研究所、三〇〇）所収。

元公墓誌の横画に顕著に見られる三角形の収筆の形状は、同時のその夫人姬氏墓誌についても、同様に認められるが、同稿では紙幅上

割愛した。

2 包世臣『安吳論書』述書に見える黄乙生の「始坤終乾」（左斜め下から始筆した筆鋒が収筆で右斜め下に抜ける）に借りる。

3 旧稿「碑における刻法の混在——寧贗碑・孟法師碑の場合——」（『書学文化』第15号、三二四）に、寧贗碑に混在する諸刻法中に、他者と全くスタイルが異なる銘石書を祖述する刻法があることを指摘した。

4 この筆法に先んずる刻法については、旧稿に「さらに注意すべき問題は、伝承される特定刻法の自律性である。筆跡であれ石刻であれ、書法史は書法の史的展開であるとの通念の下では、特定の書法を表現する刻法は特定の書法に常に従属的である。したがって、その史観では、刻法は常に書法を追随する構造を考えがちである。しかし、本稿で明らかにするように、原本である筆跡に従属せず、自律的に特定の書法を表現する特定刻法が伝播していることに留意すれば、刻法が常に書法に従属するとの考えは成立しないことがわかる。そればかりか、自律性を獲得した特定刻法は、書法を表現する自律性を自覚するしなやかかわらず、どこかの過程で自発的に工夫を加えて、より迫真の筆法を表現する方法を生み出す可能性を否定できない。無論、書法が新たな刻法を誘発する可能性はあるが、その可能性と同等に、自律的刻法自体が自発的に迫真の筆法を表現する新たな刻法を生み出す可能性もありうる。とすれば、刻法が書

法を先導する一面も考えられなくもない。」〔大東文化大学創立90周年・中国社会科学院文学研究所創立60周年記念共同国際学術シンポジウム論文集―東西文化交流期における日中両国の文学・芸術・教育・歴史・思想―〕（大東文化大学文学部・人文科学研究所・大東文化大学大学院文学研究科・中国社会科学院文学研究所、三〇二五）所収「石刻における刻法の形影、及び書法に先行する刻法の可能性―北朝墓誌中の伝播する特定刻法に即して―」と述べたほか、旧稿「歐陽通「泉男生墓誌」における刻法の混在―筆法に先行する刻法（刻法による新表現）の可能性―」（『大東書道研究』第二二号（大東文化大学書道研究所、三〇二五））においては、顔真卿早期の王琳墓誌、郭虚己墓誌、多宝塔碑よりも六、七十年前に刻された泉男生墓誌中に混在する三類九種の刻法の一類に、顔真卿書法を想起させる書法を刻出していることを指摘した。